

- 令和12(2030)年度からデジタルな形態を含む教科書が小学校で使用されることを見据え、様々な制度整備が必要となる。
- 教科用図書検定調査審議会の役割は、そうした制度整備のうち、特に「デジタルな形態を含む新しい教科書の検定審査」の在り方について検討行うことであり、他の会議体等における議論とも連携しつつ、デジタルの機能及びコンテンツの審査方法等を検討する。

	①政省令、告示等	②発行・採択、使用の考え方	③デジタル部分の検定	④デジタル部分の標準仕様	⑤効果・影響等の実証研究 (活用事例の創出・横展開を含む)	⑥デジタル形態の教科用特定図書等の標準規格	
令和8(2026)年度	年度中に所要の改正を実施	秋頃までに「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議」においてとりまとめ、大臣指針策定	秋頃までに教科用図書検定調査審議会で検定審査の在り方についてとりまとめ	年度末までに「デジタル形態を含む教科書の標準仕様等に関する調査事業」(令和7年度補正予算)でとりまとめ	「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」等の枠組みにより、 ①現行のデジタル教科書を基にした効果・影響の把握を進めるとともに、 ②制度改正後を見据えた適切な紙・デジタルの使い分けに係る授業の実践事例等の創出・横展開	年度末までに、有識者会議で検討の上、検定教科書の内容をそのままデジタル化した「デジタル形態の教科用特定図書等」の標準規格についてとりまとめ	
令和9(2027)年度		大臣指針も踏まえた著作・編集		標準仕様を踏まえた各社ビューアの改修			
令和10(2028)年度		大臣指針も踏まえた検定手続		令和12年度使用教科書(小学校)の検定			
令和11(2029)年度		大臣指針も踏まえた発行、採択		令和13年度使用教科書(中学校)の検定			
令和12(2030)年度		大臣指針も踏まえた学校現場での使用		令和14年度使用教科書(高等学校低学年)の検定			